主 文 本件上告は之を棄却する。 理 中

本件上告の趣旨は末尾添附の被告人辯護人市毛哲夫同海野普吉名義の上告趣意書 と題する書面に記載せる通りである。之に對して當裁判所は次の様に判断する。

〈要旨第一〉銃砲等所持禁止令施行規則第六條が銃砲等を發見又は拾得した者は速かに最寄警察官署に届出でなければなら〈/要旨第一〉ないと規定し其の届出期間に付き何日と確定期限を附せなかつた所以は發見又は拾得の場所と最寄警察官署との距離、發見拾得の時刻、其他發見拾得者の當時に於ける特殊事情等に因り即時届出を爲させることが無理と認めらるる場合のあることを考慮し一律に期間を限定せず具體的場合に於ける特殊事情をも参酌して社會通念上「遅滞なし」と認められる期間内に届出を爲さしむることとしたものであると解釋すべきである。

〈要旨第二〉従つて社會通念上遅滞なしと認めらるる期間内に於ける發見拾得者の所持は銃砲等所持禁止令第一條前段第二〈/要旨第二〉條に觸るるものではない。然しながら右期間中の所持が違法とならないのは届出を爲す爲にする保管、所持の範圍に限定せらるるのであつて此の限度を越えて他の不法目的に之を使用すること迄も認容するの法意ではない。

〈要旨第三〉右届出の期間中と雖苟も届出の爲にする保管所持の限度を越えて之を 不法目的の下に使用する以上其の使用の〈/要旨第三〉瞬間に於て所持そのものが違法 性を帯びるに至り同令第一條前段第二條に該當するものと云はざるを得ない。

論旨は理由がない。

元の次第であるから刑事訴訟法第四百四十六條に依つて主文の様に判決する。 (裁判長判事 佐伯顯二 判事 久禮田益喜 判事 八木田政雄)